

5-2. 海外における環境ラベル基準の改定動向調査

5-2-1 循環性基準の整理

1) 目的・背景

2024 年 8 月 2 日に第五次循環型社会形成推進基本計画¹が閣議決定され、本基本計画に基づき、我が国における循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められている。本基本計画には、「2030 年度までにグリーン購入法基本方針に位置付けられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこと」とあり、日本が循環資源の分野で世界をリードしていくためにも、また日本の強みである高い環境技術を生かした製品の国際展開を一層促進するためにも、よりグローバルスタンダードに即した循環性基準を導入していくことが重要である。

一方で、循環性基準とは文字通り資源循環に資する基準と認識されるものの、製品におけるその具体的な基準要件について定義している国内外の機関・団体はほとんど確認できない。また、代表的な循環性基準として再生プラスチックの利用が挙げられるが、循環性とは再生プラスチックの利用のみに留まらない。例えば、後述する Cradle to Cradle Certified®認証は、製品分野に固有の環境性能（例えば電気製品における省エネなど）を取り上げることなく、全ての製品に共通の基準で循環性を評価している数少ない国際認証制度であるが、再生プラスチックの利用や使用後の回収システムの構築などの評価が中心となっており、資源循環を包括的にとらえているとまでは言い難い。また、欧州をはじめとする諸外国では、サーキュラーエコノミーの考えのもと、単なる再生プラスチックの利用にとどまらず、設計段階からの循環利用の考慮や、修理・メンテナンスによる長期使用の観点などを含めた包括的な配慮を求める動きが活発となっているものの、いまだ統一した基準は示されていない。

国単位及び企業単位に目を向けると、サステナビリティへの取組や成果への評価指標として循環性（いわゆるサーキュラーエコノミー）を評価する指標の開発や検討は活発に行われており、すでに企業のサステナビリティ情報開示のための循環性指標は複数の取組にて活用が始まっている。しかし、統一的な指標はいまだ確立されておらず、単一の指標では適切な評価ができないこともあり、複数の指標を組み合わせた方法が提案されている状況と言われている。

そこで本調査では、まず初めに、特定調達品目への将来的な循環性基準の導入、強化、拡充の効率的かつ効果的な実施、及びグローバルスタンダードへの柔軟な対応を見据え、国際認証や類似事例を踏まえた、製品の循環性基準について整理を行う。その整理に際し、循環型社会形成推進基本計画やプラスチック資源循環戦略で要求されている観点を中心に分類分けを行った。次に、整理した循環性基準に基づき、国際的に資源循環の取組が活発な繊維製品を取り上げ、欧州のグリーン公共調達基準やタイプ I 環境ラベル基準と日本のグリーン購入法ならびにエコマーク基準との整合性を比較する。

なお、循環性基準の整理に当たっては、国際的に有力な取組として認められている企業

¹ <https://www.env.go.jp/content/000242999.pdf>

活動の評価指標を取り上げるが、製品基準には馴染まない内容も多い。それらの評価指標については、多くの報告書やウェブサイトが詳細な解説を提供していることから、本報告書では各指標の概要説明及び製品基準に係る内容を中心とした取り纏めに留めることとする。

2) 循環性指標

参考とする循環性指標については、インターネット調査及び文献調査を中心に選定した。現在、サーキュラーエコノミーをキーワードに企業活動における循環性を評価するための指標が数多く検討されているものの、国際的な指標はいまだ確立されていない。他方、再生プラスチックやバイオプラスチックなど単一側面を評価する認証制度、サプライチェーン上の適切な管理を評価する制度は数多く存在するものの、純粋に製品の循環性のみの評価を目的とした認証制度は、後述する **Cradle to Cradle Certified®** 以外には確認できなかった。また、**ISO14024** に準拠したタイプ I 環境ラベル制度は、製品・サービスのライフサイクルを通じた環境負荷低減を目指した複数側面を評価する制度であることから、再生材料や再生可能材料、回収、長期使用など循環性に資する基準項目も多く設定されているものの、循環性基準を定義したうえで、製品の循環性を強調することをテーマとした製品カテゴリの事例は現時点では確認できない。

一方、企業の事業活動全体を評価する循環性指標については、欧州を中心に活発な議論が展開されていることから、複数の制度・規格が確認できた。特に欧州では、2023 年 1 月に企業サステナビリティ報告指令（**Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD**）が発効され、EU 域内の大企業及び上場企業に限らず、中小企業、EU 域内で事業を行う第三国企業にも段階的にサステナビリティ情報の開示が義務付けられることになったことも大きな要因であったと推察される。本項では、**CSRD** の委任規則で具体的な開示項目や基準を設定している欧州サステナビリティ報告基準（**European Sustainability Reporting Standards: ESRS**）に加え、**WBCSD**（持続可能な開発のための世界経済人会議）の **Circular Transition Indicators (CTI)**、**ISO** 規格として 2024 年 5 月に選定された **ISO/IEC59020** サーキュラーエコノミー循環性パフォーマンスの測定と評価を取り上げた。

なお、これらの企業の事業活動全体を評価する循環性指標は、その特性上、そのまま製品の要求事項に組み入れることはそぐわないものも多い。しかしながら、その考え方や主旨は製品の要求事項と本質的には合致するものであり、グリーン購入法の判断の基準の将来的な国際ルールとの整合を見据えつつ、グローバルスタンダードへの対応や国際的な動向に日本が遅れをとらぬよう、情報把握を優先して整理を行った点に留意されたい。

表 5-2-1. 調査対象の循環性指標

	制度・取組名	運営・管理団体	概要
製品対象	Cradle to Cradle Certified® Ver.4.1 Product Standard (2024 年 9 月 26 日)	ドイツ環境保護促進機関（EPEA）、 Cradle to Cradle Products Innovation Institute (C2CPII)	- 製品のライフサイクルをととした循環性を評価する認証制度 - 基準は 5 つのカテゴリから構成 - 適用項目数やレベルに応じて、ブロンズ、シルバー、ゴールド、プラチナムの 4 段階で認定 34,000 以上の製品が認定
事業活動対象	欧州サステナビリティ報告基準（ ESRS ）	EU	企業のサステナビリティ情報の開示を義務付ける企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の委任規則

			- サステナビリティ情報開示に向けた具体的な開示項目や基準を設定 - セクターにかかわらず適用される横断的開示要求のほか、環境、社会、ガバナンスの3つのトピック別に開示要件（DR）から構成
	Circular Transition Indicators (CTI) Ver.4.0	WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）	- 企業自らが、事業活動全体の循環性を評価するための普遍的かつ定量的な枠組みとして作成 - Ver.4.0では主に10の指標から構成
	ISO/IEC59020 サークュラーエコノミー循環性パフォーマンスの測定と評価	国際標準化機構 (ISO)	- 単一組織に限定せず、地域や組織間、製品レベルにまで適用できる循環性パフォーマンスの測定・評価のための要求事項とガイダンス - 評価対象範囲の設定、循環性指標の選択及び指標に基づくデータの収集・算定、評価のプロセスを規定 - 循環性指標は、必須項目と選択項目から構成

① Cradle to Cradle Certified®

Cradle to Cradle Certified®²は、ドイツ環境保護促進機関（EPEA）が開発した製品のライフサイクルをとおした循環性を評価する認証制度であり、2012年からはアメリカの非営利法人である Cradle to Cradle Products Innovation Institute (C2CPII) が認証事業を担っている。基準名は「Cradle to Cradle Certified® Product Standard」で、2024年12月現在、Ver.4.1が公開されている。この Ver.4.1 は、2024年5月公開、同年7月1日に施行され、設計と製造の各段階をとおして相互に関連するサステナビリティ要件を取り上げ、表5-2-2. にあるとおり5つの評価カテゴリから構成されている。適用項目数やレベルに応じて、ブロンズ、シルバー、ゴールド、プラチナムの4段階で認定する多段階方式を採用している。2024年12月現在、908件の認定証が発行され、34,000を超える製品が認定を取得している。

表5-2-2. Cradle to Cradle Certified® Product Standard の5つの評価カテゴリ

カテゴリ	概要
材料の安全性	人体や環境に安全な材料を確保する 製品に使用される化学物質と材料が、人の健康と環境の保護を優先して選択され、将来の使用と循環に利用可能な材料の品質にプラスの影響を与えることを評価
製品の循環性	製品とプロセスの設計を通じて循環型経済を可能にする 製品が次の用途のために意図的に設計され、意図された循環経路で積極的に循環されることを評価

² <https://c2ccertified.org/>

クリーンエアーと気候保護	クリーンエネルギーの創出と環境保護 ・ 製品製造が大気、再生可能エネルギーの供給、気候変動の温室効果ガスの課題にプラスの影響を与えることを評価
水と土壌の管理	大気、水、土壌資源の保護 ・ 水と土壌が貴重な共有資源として保護されていることを評価
社会的公正	人権と強固な地域社会を促進する、安全で公正かつ公平な労働慣行の導入 ・ 企業が人権を尊重し、公正かつ公平な事業慣行の適用に取り組んでいることを評価

出典：Cradle to Cradle Certified® Product Standard をもとに受託者作成

評価カテゴリのうち、製品の循環性基準を示す「製品の循環性」カテゴリは、さらに循環型調達、循環型設計、循環型システムの3つに分類されている。循環型調達は、循環の需要面を後押しするため、製品に含まれる循環型及び／又は責任ある方法で調達された再生可能資源の量を最大化することに重点を置いている。具体的には、再生材料やバイオマスプラスチックなどの再生可能材料の積極的な利用を促進することを目的としている。循環型設計については、使用後の循環を可能にする意図的な製品設計に焦点を当てている。これには、製品や材料の適切な循環経路を特定すること、循環能力と価値の高い材料を選択すること、意図した循環経路に適合するように製品を設計することが含まれる。循環型システムは、製品が使用後に確実に循環していくことを目的に、製品の最初の使用終了時に、製品の循環インフラ整備を阻害している課題に対処する計画を策定することを求めている。さらに、製品ユーザーに情報を提供し、循環の可能性を高め、循環に必要なシステムとインフラを開発（又は開発の支援）することを定めている。

表 5-2-3. 製品の循環性評価カテゴリの3分野

分野	基準項目	基準概要
循環型調達	5.3 需要の増加： 循環型及び／又は再生可能な材料の利用	再生材料、再生可能材料（木材、バイオマスプラスチックなど）の含有
循環型設計	5.1 製品の技術的及び／又は生物学的循環の定義	使用材料のリサイクル、引き取り、修理・再生などの手法の定義
	5.4 技術的及び／又は生物学的サイクルに対する材料適合性	使用後、特定した循環経路に回収・処理される材料の使用
	5.6 循環設計の機会とイノベーション	製品の使用後の循環を可能にする循環型の設計、もしくはイノベーションを実現するための計画の策定
	5.7 分解可能設計製品	意図された循環経路で確実に

		循環できるよう分解が必要な材料の分解を容易にする設計
循環型システム	5.2 アクティブ循環導入に向けた準備	回収・処理計画の策定、パートナーの特定（外部委託可）
	5.5 循環性データ及び循環実績に関する報告手順	回収経路や回収後の処理方法・実績の公表
	5.8 アクティブ循環	特定の使い捨てプラスチック製品・包装材の回収と 50%以上の再利用（同じ製品への循環までは求めている）

出典：Cradle to Cradle Certified® Product Standard をもとに受託者作成

② 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

欧州サステナビリティ報告基準 (European Sustainability Reporting Standards: ESRS) は、EU 域内の大企業及び上場企業を対象としたサステナビリティ情報の開示を義務付ける指令として 2023 年 1 月 5 日に発効された「企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD)」の委任規則として 2023 年 7 月 31 日に採択された。CSRD は、企業のサステナビリティ情報開示に関する制度上の枠組みを定めるものである一方、ESRS はその情報開示に向けた具体的な開示項目や基準を設定するものとして、欧州委員会 (European Commission: EC) によって定められた。

- 企業サステナビリティ報告指令(CSRD) サステナビリティ情報開示制度の枠組みを規定
- 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS) CSRD の委任規則で具体的な開示項目や基準を設定

具体的な開示要求事項 (ESRS) は体系的に整理されている。セクターにかかわらず適用される基準として横断的開示要求が設定のほか、CSRD が ESG 情報開示促進を意図している背景から、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の 3 つのトピック別に開示要件 (Disclosure Requirements: DR) が設定されている(図 5-2-1.)。製品の循環性に資する内容は、環境の開示要件 E5 (ESRS E5) 資源利用及び循環経済にて定められており、その内容を表 5-2-4.に取りまとめた。

横断的開示要求事項（横断的 ESRS）											
ESRS 1		全般的開示要件		ESRS 2		一般的開示要件					
トピック別 ESRS											
環境（E）		社会（S）		ガバナンス（G）							
ESRS E1		気候変動		ESRS S1		自社の従業員		ESRS G1		事業活動	
ESRS E2		汚染		ESRS S2		バリューチェーン上の労働者					
ESRS E3		水及び海洋資源		ESRS S3		影響を受けるコミュニティ					
ESRS E4		生物多様性及び生態系		ESRS S3		消費者及びエンドユーザー					
ESRS E5		資源利用及び循環経済									

図 5-2-1 . ESRS の全体像

出典：ESRS を基に受託者作成

表 5-2-4 . ESRS E5 循環利用及び循環経済項における製品に係る開示要求事項

分野（ESRS 該当箇所）	必須開示要求事項
資源使用と循環経済に関連する目標 (ESRS E5.21~27)	(a) 循環型デザイン（例えば <u>耐久性、分解のしやすさ、修理可能性、リサイクル可能性</u> などのデザインを含む）の増加 (b) 循環型材料の使用率の増加 (c) 一次原材料を最小限に抑えること (d) 再生可能な資源の持続可能な調達と使用 (e) 適切な処理の準備などを含む廃棄物管理 (f) 資源利用または循環経済に関連するその他の事項
資源流入 (ESRS E5.28~32)	(a) 報告期間中に使用された製品及び材料の総重量 (b) 企業の <u>製品及びサービス</u> （パッケージを含む）の製造に使用される生物学的材料（及び非エネルギー目

	的で使用されるバイオ燃料)のうち、持続可能な方法で調達されたものの割合、及び使用される認証スキーム及びカスケード原則の適用に関する情報 (c) 企業の製品及びサービス (パッケージを含む) の製造に使用される二次再利用または リサイクル部品、二次中間製品、及び二次材料の絶対値と割合の両方の重量
資源流出 製品・材料 (ESRS E5.33~40)	(a) 各製品グループの平均に関する市場に投入された製品に期待される耐久性 (b) 可能な場合、確立された評価システムによる、製品の修復可能性 (c) 製品及びそのパッケージに含まれるリサイクル可能な成分割合

出典：JETRO「CSRD 適用対象日系企業のための ESRS 適用実務ガイダンス」から一部抜粋

③ Circular Transition Indicators (CTI) Ver.4.0

CTI は、持続可能な開発のための世界経済人会議 (The World Business Council for Sustainable Development: WBCSD) が開発したサーキュラーエコノミーに資する事業活動全体を評価する指標であり、最新版である CTI Ver.4.0 は 2023 年 5 月 30 日に公表された。この CTI は、事業者自らが事業活動全体の循環性を評価するための普遍的かつ定量的な枠組みとして開発され、Ver.4.0 では主に 10 の指標から構成されている。

表 5-2-5. WBCSD による循環移行指標 (CTI v4.0) の概要

指標モジュール	指標	概要
Close the Loop 「循環を閉じる」	マテリアル (素材) のサーキュラリティ	循環型インフロー (再生材やバイオ由来など循環型素材) の割合と循環型アウトフロー (製品や廃棄物が循環・回収利用される量) の割合の加重平均
	水のサーキュラリティ	使用された水の総量に対する、循環利用、循環利用可能な水の割合の平均
	再生可能エネルギー	エネルギーの年間使用量のうち、再生可能エネルギーの割合
Optimize the Loop 「循環を最適化する」	クリティカルマテリアル	循環型ではない投入資源総量のうち、「クリティカル(重要)」とみなす資源の割合
	リカバリータイプの内訳	リユース/修理、リファーマービッシュ、リマニュファクチャリング、リサイクル、生分解のそれぞれの内訳
	実際の使用寿命	自社製品の実際の耐久性の業界平均比
Value the Loop 「循環を価値付ける」	循環型素材の生産性	収益÷循環型でない投入資源量
	CTI 収益	循環型製品・事業から生み出された収益

Impact of the Loop 「循環による影響」	温室効果ガスへの影響・	サーキュラリティを 100%にした場合にまだ削減できる温室効果ガス量の余地
	自然への影響	循環型ではない資源利用に付随する生態系への影響

出典：三菱総合研究所「循環経済への移行に向けた指標について(2023年1月25日)」20p

④ ISO/IEC59020 サーキュラーエコノミー循環性パフォーマンスの測定と評価

ISO規格の事業活動全体の循環性評価として、ISO/IEC59020 サーキュラーエコノミー循環性パフォーマンスの測定と評価がある。ISO/IEC59020 は、ISO/TC323「サーキュラーエコノミー」にて検討され、ISO59004:2024：サーキュラーエコノミー-用語、原則及び実装のガイドライン、ISO59010:2024：サーキュラーエコノミービジネスモデルと価値ネットワークの移行に関するガイダンスとともに 2024 年 5 月に発行された ISO59000 シリーズの一つである。ISO/IEC59020 は、定められた経済システムのなか、組織が循環性パフォーマンスを測定・評価するための要求事項とガイダンスを定めており、組織が必須及び選択項目である循環性指標を用いてデータを収集・計算するプロセスを標準化し、一貫した検証可能な結果を保証することを目的としている。単一組織に限らず、地域や組織間の活動、製品レベルまで適用できる循環性パフォーマンスの測定・評価のための要求事項とガイダンスを提供している。内容は、評価対象範囲の設定から、循環性指標の選択及び指標に基づくデータの収集・算定、評価のプロセスを規定している。循環性指標の必須及び選択項目は以下のとおりである。

表 5-2-6. 製品に係る循環性指標

指標カテゴリ	必須／選択	循環性指標	概要
資源インフロー	必須	A.2.2 インフローの平均再利用率 (X)	投入資源に占める再利用部品・製品の割合
	必須	A.2.3 インフロー平均リサイクル率 (X)	投入資源に占めるリサイクル材料の割合
	必須	インフローの平均再生可能エネルギー含有量 (X)	持続可能な方法で生産された再生可能な物質のインフロー量 (X)の割合
資源アウトフロー	選択	A.3.2 業界平均に対する製品または素材の平均寿命	出力資源(製品など)が、その資源の業界平均と比較して使用され続ける時間の指標
	必須	A.3.3 アウトフロー由来で実際に再利用される製品・部品の割合 (X)	アウトフローのうち、再利用されるアウトフローの割合
	必須	A.3.4 アウトフロー由来で実際にリサイクルされた材料の割合 (X)	アウトフローのうち、リサイクル材となるアウトフロー量の割合

	必須	A.3.5 生物学的サイクルにおけるアウトフローの実際の再循環率	生物圏への安全な還流のために使用終了時に再循環され、再循環の適格条件を満たすアウトフロー内容の割合
エネルギー	選択	A.4.2 消費エネルギーのうち再生可能エネルギーが占める割合の平均値	エネルギーの流入と流出の両方を考慮した、再生可能エネルギーとして認められる正味消費エネルギーの割合
水	選択	A.5.2 インフロー循環水源からの取水率	年間水需要のうち循環型水源に由来する割合
	選択	A.5.3 水質要件に従って排出される水の割合	循環原則に従って排出される総取水量の割合（体積比）
	選択	A.5.4 水の再利用または再循環の割合（現場または社内）	敷地内の水の再利用サイクル
経済	選択	A.6.2 材料生産性	全てのリニア資源インフローの総質量が生み出す収益の比率
	選択	A.6.3 資源強度指数	経済成長対総資源使用の定量的尺度

出典：ISO/IEC59020 Circular Economy をもとに受託者作成

3) 循環性指標の比較

次に、前項で取り上げた循環性指標において製品部分に係る要求事項を抽出して比較を行った。各要求事項の比較に際し、日本の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を取りまとめた循環型社会形成推進基本計画、及びプラスチックに特化した循環方針を定めたプラスチック資源循環戦略にて示されている基本原則「3 R+Renewable」に基づき、項目の整理を行った。なお、設計については全てのカテゴリに係るもので、製品の循環性を高める根幹をなす項目であり、設計段階からの考慮の重要性を示すため、一項目として別途設定した。

表 5・2・7．循環性指標の製品部分に係る要求事項の比較

カテゴリー	要求事項	循環型社会形成推進基本計画 プラスチック資源循環戦略	製品を対象とした 循環性基準	事業活動全体の循環性指標のうち製品に係る項目		
			Cradle to Cradle Certified® 製品基準 Ver.4.1	欧州サステナビリティ報告 基準(ESRS)	Circular Transition Indicators (CTI) Ver.4.0	ISO/IEC59020 Circular Economy
循環性、循環基準の定義		循環資源:廃棄物等のうち、有用なもの。循環基本法では、循環資源については、できる限り循環的な利用(再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収)が行われなければならないと規定している。 (循環型社会形成推進基本計画 (2024 年 8 月)P2)	循環・再利用、再製造、再生、リサイクル、栄養抽出／嫌気性消化、堆肥化、生分解のうち少なくとも1つを含む技術的または生物学的な循環経路を経由して、材料、部品、製品全体を新たな使用サイクルに向けて処理すること。	循環経済の定義 (ESRS E5.3) 循環経済とは、「経済における製品、材料、その他の資源の価値を可能な限り長期間維持し、生産と消費における効率的な利用を促進することで、ライフサイクルのあらゆる段階において、それらの使用による環境へのインパクトを低減し、廃棄物や有害物質の放出を最小限に抑える(廃棄物ヒエラルキーの適用を通じて行うことを含む)経済システム」	循環経済の原則 ・ 廃棄物と汚染の排除 ・ 製品や素材の長期使用 ・ 自然システムの再生	循環経済 持続可能な開発に貢献しながら、資源の価値を回収、保持、または付加することによって、資源の循環的な流れを維持するためのシステムのアプローチを用いる経済システム。
	使い捨てプラスチック	ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化、スプーンなどの特定プラスチック使用製品の有料化・繰り返し使用できる代替品への切り替えなど)	5.8 特定の使い捨てプラスチック製品・包装材の回収と50%以上の再利用(同じ製品への循環までは求めていない)			
リデュース	ワンウェイプラスチックの容器包装・製品等の一次原材料の削減	代替可能性が見込まれるワンウェイの容器包装・製品等について、その機能性を保持・向上した再生材や、紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進				

カテゴリ	要求事項	循環型社会形成推進基本計画 プラスチック資源循環戦略	製品を対象とした 循環性基準	事業活動全体の循環性指標のうち製品に係る項目		
			Cradle to Cradle Certified® 製品基準 Ver.4.1	欧州サステナビリティ報告 基準(ESRS)	Circular Transition Indicators (CTI) Ver.4.0	ISO/IEC59020 Circular Economy
	モノのサー ビス化	モノのサービス化				
	シェアリン グ・エコノ ミー	シェアリング・エコノミー				
	耐久 性 (修 理・メンテ ナンス)	修繕・メンテナンス等による長寿命化、再使用（以上、プラスチック資源循環戦略「3. 重点戦略」）		ESRS E5.21~27 (b) 循環型材料の使用率の増加 (i. メンテナンス／長期使用 、ii. 再利用／再配布、iii. 改裝／ 再製造 、iv. リサイクル、堆肥化、又は嫌気性消化) ESRS E5.33~40 (a) 各製品グループの平均に関する市場に投入された製品に期待される耐久性 (b) 可能な場合、確立された評価システムによる、製品の修理可能性	自社製品の実際の耐久性の業界平均比 リユース／修理、リファーマビッシュ、リマニュファクチャリング、リサイクル、生分解のそれぞれの内訳	A.3.2 業界平均に対する製品または素材の平均寿命：資源インフロー（製品など）が、その資源の業界平均と比較して使用され続ける時間の指標
リユース	リユース (再使用)	再使用		ESRS E5.21~27 (b) 循環型材料の使用率の増加 (i. メンテナンス／長期使用 、ii. 再利用 ／再配布、iii. 改裝／再製造、iv. リサイクル、堆肥化、又は嫌気性消化)	リユース／修理、リファーマビッシュ、リマニュファクチャリング、リサイクル、生分解のそれぞれの内訳	A.2.2 インフローの平均再利用率(X): 投入資源に占める再利用部品・製品の割合 A.3.3 アウトフローに由来する実際の再利用製品・部品の割合(X): 再利用されるアウトフローの割合
	リユース容 器・製品の	リユース容器・製品の利用促進				

カテゴリー	要求事項	循環型社会形成推進基本計画 プラスチック資源循環戦略	製品を対象とした 循環性基準	事業活動全体の循環性指標のうち製品に係る項目		
			Cradle to Cradle Certified® 製品基準 Ver.4.1	欧州サステナビリティ報告 基準(ESRS)	Circular Transition Indicators (CTI) Ver.4.0	ISO/IEC59020 Circular Economy
	利用促進					
リニューアブル(再生可能資源)	再生可能資源(紙、バイオマスプラスチックなど)の使用	バイオマスプラスチックの使用	5.3 再生材料、再生可能材料(木材、バイオマスプラスチックなど)の含有	ESRS E5.21~27 (d) 再生可能な資源の持続可能な調達と使用	循環型インフロー(再生材やバイオ由来など循環型素材)の割合と循環型アウトフロー(製品や廃棄物が循環利用される量)の割合の加重平均	インフローの平均再生可能エネルギー含有量(X): 持続可能な方法で生産された再生可能な物質のインフロー量(X)の割合
リサイクル	分別・回収	分別・回収リサイクル	5.1 使用材料のリサイクル、回収、修理・再生などの手法の定義 5.2 回収・処理計画の策定、パートナーの特定 5.4 使用後、特定した循環経路に回収・処理される材料の使用 5.5 回収経路や回収後の処理方法・実績の公表		循環型インフロー(再生材やバイオ由来など循環型素材)の割合と循環型アウトフロー(製品や廃棄物が循環・回収利用される量)の割合の加重平均	A.3.3 アウトフロー由来で実際に再利用される製品・部品の割合(X): アウトフローのうち、再利用されるアウトフローの割合 A.3.4 アウトフロー由来で実際にリサイクルされた材料の割合(X): アウトフローのうち、リサイクル材となるアウトフロー量の割合

カテゴリー	要求事項	循環型社会形成推進基本計画 プラスチック資源循環戦略	製品を対象とした 循環性基準	事業活動全体の循環性指標のうち製品に係る項目		
			Cradle to Cradle Certified® 製品基準 Ver.4.1	欧州サステナビリティ報告 基準(ESRS)	Circular Transition Indicators (CTI) Ver.4.0	ISO/IEC59020 Circular Economy
	再生材料の使用	再生材料の使用	5.3 再生材料、再生可能材料(木材、バイオマスプラスチックなど)の含有	ESRS E5.21~27 (b) 循環型材料の使用率の増加 (i. メンテナンス／長期使用、ii. 再利用／再配布、iii. 改装／再製造、iv. リサイクル 、堆肥化、又は嫌気性消化) ESRS E5.28~32 (c) 企業の製品及びサービス（パッケージを含む）の製造に使用される二次再利用又はリサイクル部品、二次中間製品、及び二次材料の絶対値と割合の両方の重量 ESRS E5.33~40 (c) 製品及びそのパッケージに含まれるリサイクル可能な成分割合	循環型インフロー（再生材やバイオ由来など循環型素材）の割合と循環型アウトフロー（製品や廃棄物が循環利用される量）の割合の加重平均	A.2.3 インフロー平均リサイクル率(X): 投入資源に占めるリサイクル材料の割合
	化学物質含有情報	循環利用のための化学物質含有情報の取り扱い				
設計	循環・環境配慮設計	軽量化等の環境配慮設計	5.6 循環設計（リサイクル可能性、長期使用、一次原料の削減） 5.7 分解可能性設計	ESRS E5.21~27 (a) 循環型デザイン(例: 耐久性、分解のしやすさ、修理可能性、リサイクル可能性などのデザインを含む)の増加 (c) 一次原材料を最小限に抑えること		

カテゴリー	要求事項	循環型社会形成推進基本計画 プラスチック資源循環戦略	製品を対象とした 循環性基準	事業活動全体の循環性指標のうち製品に係る項目		
			Cradle to Cradle Certified® 製品基準 Ver.4.1	欧州サステナビリティ報告 基準(ESRS)	Circular Transition Indicators (CTI) Ver.4.0	ISO/IEC59020 Circular Economy
海洋プラスチック対策	マイクロプラスチック対策	マイクロプラスチック（マイクロビーズ）流出抑制				
	海洋性分解性プラスチック	海で分解される素材（紙、海洋性分解性プラスチック等）の開発・利用				
	海洋プラスチックごみのリサイクル	海洋プラスチックごみをリサイクルした製品				

4) 循環性基準の整理

循環型社会形成推進基本法（以下、循環基本法）では、『循環資源』を廃棄物等のうち、有用なもの」と定義し、「循環資源はできる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならない」と規定している。一方で、国際的に有力とされている循環指標の多くは、修理や維持メンテナンスを通じた長期使用や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチックなど）といった観点もカバーしている点が特徴の一つである。第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環基本法の考え方をベースに、長期使用やバイオプラスチックなど再生可能資源についても言及を加えた循環経済の在り方を以下のとおりまとめており、循環性基準の考え方の土台としても活用し得るものとなっている。

- 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする 3 R の取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加すること

上記の考え方を根幹としつつ、前項の比較をもとに本項で考慮すべき循環性基準の要求事項を表 5-2-8. のとおり整理した。

次項では、本項で整理した循環性基準をベースに、欧州 GPP や各国タイプ I 環境ラベル (ISO14024 準拠) の繊維製品基準と日本のグリーン購入法・判断の基準、エコマーク基準との比較を行うものとする。

表 5-2-8. 循環性基準の要求事項

カテゴリ	要求事項
リデュース	使い捨てプラスチック
	ワンウェイプラスチックの容器包装・製品等の一次原材料の削減
	耐久性（修理・メンテナンス）
リユース	リユース（再使用）
リニューアブル （再生可能資源）	再生可能資源（紙、バイオマスプラスチックなど）の使用
リサイクル	分別・回収
	再生材料の使用
設計	循環・環境配慮設計
消費者情報	循環性基準に関する情報提供

5-2-2 国内外の環境ラベル等の繊維基準における循環性基準項目の比較

1) 繊維製品の選定背景

2024年7月に施行された「持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）」は、各加盟国で国内法化される従来のエコデザイン指令とは異なり、全ての加盟国に直接適用される規則として制定された。エコデザイン指令では、適用対象をエネルギー関連製品など一部に限定していたものの、エコデザイン規則では EU 域内に流通する全ての製品を対象を拡大し、耐久性、信頼性、修理可能性、リサイクル素材の使用率などの要件の設定をとおして、持続可能な製品の自由な流通を促進することを目的としている。繊維製品は優先的に取り組むべき分野の一つとして挙げられていることに加え、エコデザイン規則案に対応した繊維業界向けの政策である「持続可能な循環型繊維製品戦略」が同規則と同時に公表されるなど、繊維製品に対する環境やサステナビリティに配慮した設計への取組をルール化する動きが急速に進んでいる。

EU が繊維製品分野に注力する背景としては、繊維産業はグローバルなサプライチェーンに依存し、原材料調達から廃棄までのライフサイクルをとおして多くの資源を消費するうえ、ファストファッションの流行により衣服の生産量と廃棄量が増加しており、環境に与える負荷の大きさから循環経済への移行の必要性が指摘されている事情がある。その EU の動向に呼応するようにドイツ・ブルーエンジェルや北欧のノルディックスワンといったタイプ I 環境ラベルでは、野心的な基準を設定し、欧州委員会が運営する EU エコラベルではエコデザイン規則に基づいた改定作業が進行している。また前項のとおり、欧州のグリーン・ウォッシュ対策として議論が継続しているグリーン訴求指令案では、タイプ I 環境ラベル認定製品については同指令案で求められるグリーン訴求の立証及び検証を免除する方針を示すなど、欧州委員会がタイプ I 環境ラベルの高い信頼性を認め、環境性能に優れた製品を識別するための重要なツールとして位置付けていることがわかる。そのような状況を鑑み、欧州における繊維製品の最新動向を把握することも目的に、繊維製品を循環性基準の比較対象に選定した。

他方、我が国においては、欧州における繊維製品の環境配慮設計への対応を鑑み、2024年3月に経済産業省より繊維製品の環境配慮設計ガイドラインが公表されたところである。また、日本のグリーン購入法においては、制服・作業着等の判断の基準の見直しが 2025 年度に予定されていることも踏まえ、欧州の環境ラベルやグリーン公共調達の繊維基準との整合性を比較検討した。対象とする繊維製品基準・ガイドラインは以下とする。

<日本>

- ・ 繊維製品の環境配慮設計ガイドライン
- ・ グリーン購入法判断の基準：15. 制服・作業服等
- ・ エコマーク商品類型 No.103 衣服 Version3.7

<欧州>

- ・ EU エコラベル：textile products Commission Decision (EU) 2014/350 of 5 June 2014
- ・ ブルーエンジェル：DE-UZ 154 TextilesVersion 3

- ノルディックスワン：Textiles, hides/skins, and leatherVersion 5.6
- 欧州グリーン公共調達基準：textiles products and services

2) 国内外の環境ラベル等の繊維基準における循環性基準の比較

表 5-2-9. 国内外の環境ラベル等の繊維基準における循環性基準の比較

カテゴリ	要求事項	繊維製品の環境配慮 設計ガイドライン	グリーン購入法 判断の基準 15. 制服・作業服等	エコマーク 商品類型 No.103 衣服 Version3.7	EU エコラベル： textile products	ブルーエンジェル： DE-UZ 154 Textiles Version 3	ノルディックスワ ン：Textiles, hides/skins, and leather Version 5.6	欧州グリーン公共調 達基準：textiles products and services
リデュース	使い捨てプ ラスチック			(12)使い捨て製品では ないこと。				
	ワンウェイ プラスチックの容器包 装・製品等 の一次原材 料の削減	⑤廃棄物の抑制 ・製品に使用されるパ ーツ数の削減 ⑥包装材の抑制 ・包装材の抑制の方針 や目標の設定 ・減量化、減容化の取 り組み ・輸送時の過剰包装の 見直し ・輸送時の包装材の削 減への取り組み ・輸送時の包装材、コ ンテナ等の再利用	【配慮事項】 ②未利用繊維又は反 毛繊維の使用 ③包装・梱包の簡素化 及びリサイクル容 易性	(11) ・包装の省資源化 (簡素化、軽量化) ・繰り返し使用 ・リサイクル容易性 ・異種材料の分離容 易性 ・材質表示		3.13.1 一般的な包装 要件 ・包装に関する情報 提供 ・不必要な包装材の 回避 ・複合包装の禁止		
	耐久性（長 期使用－寸 法変更）				基準 17. 洗濯・乾燥時 の寸法変化	3.12.1 洗濯及び乾燥 時の寸法変化	O71 洗濯及び乾燥時 の寸法変化 O87 水に対する革の 染色堅牢度	
	耐久性（長 期使用－染 色堅牢度）				基準 18. 洗濯に対す る染色堅牢度	3.12.2 洗濯に対する 染色堅牢度	O77 洗濯に対する染 色堅牢度	
					基準 19. 汗に対する 堅牢度（酸、アルカリ 性）	3.12.3 汗に対する染 色堅牢度（酸性、アル カリ性） 3.12.6 唾液に対する 色堅牢度	O78 汗及び唾液に対 する染色堅牢度	

カテゴリー	要求事項	繊維製品の環境配慮設計ガイドライン	グリーン購入法 判断の基準 15. 制服・作業服等	エコマーク商品類型 No.103 衣服 Version3.7	EU エコラベル： textile products	ブルーエンジェル： DE-UZ 154 TextilesVersion 3	ノルディックスワ ン：Textiles, hides/skins, and leatherVersion 5.6	欧州グリーン公共調 達基準：textiles products and services
					基準 20. 湿潤摩擦堅 牢度 基準 21. 乾燥摩擦に 対する色堅牢度	3.12.4 摩擦に対する 色堅牢度	O79 摩擦に対する染 色堅牢度（湿潤） O80 摩擦に対する染 色堅牢度（乾燥） O88 摩耗に対する皮 革の染色堅牢度	
					基準 22. 光に対する 色堅牢度	3.12.5 光に対する色 堅牢度	O76 光に対する染色 堅牢度	
	耐久性（長 期使用－毛 玉、摩擦				基準 24. 生地 of 毛玉 及び摩耗に対する耐 性	3.12.7 生地 of 毛玉及 び摩耗に対する耐久 性 3.12.9 摩耗抵抗	O83 毛玉 O82 摩耗抵抗	
	耐久性(長期 使用－その 他)	⑧長期使用 ・長期使用するための 耐久性の試験を実 施しているか ・どのくらい長期間使 用できるようにな ったか			基準 23. 洗淨製品の 洗濯耐性と吸収性	3.12.10 ジッパー及び 面ファスナーの強度	O72 引裂き強度 O73 引張強度 O74 縫い目の強度 - 織物 O75 縫い目の滑り抵 抗 - 織物 O81 生地 of 穴の偽装 禁止 O85 皮及び革の引裂 強度 O86 革の屈曲試験	S7. 耐久性基準
	耐久性（修 理・メンテ ナンス）	⑨リペア・リユースサ ービスの活用 ・リペア・リユース of 方針や目標の設定 ・事業者 of リペア・リ ユース of 実施 ・リペア・リユースし やすい環境 of 整備		(13)製品区分 A.「制 服、事務服、作業服、 衛生衣、スポーツ着及 び外衣」 ・ボタン等 of 付属品 の供給（販売時 of 同梱を含む）または 修理(有償、無償		3.14 消費者への情報 ・修理や交換が可能 な繊維部位（ボタ ン、ジッパー、面フ ァスナー、縫い目 など）に関する情 報 of 提供		TS8. 部品及び小付属 の入手可能性 ・納品後最低 2 年間、 全ての部品及び小 付属（ジッパー、ボ タン、留め具など） の入手可能

カテゴリー	要求事項	繊維製品の環境配慮設計ガイドライン	グリーン購入法 判断の基準 15. 制服・作業服等	エコマーク商品類型 No.103 衣服 Version3.7	EU エコラベル： textile products	ブルーエンジェル： DE-UZ 154 TextilesVersion 3	ノルディックスワ ン：Textiles, hides/skins, and leatherVersion 5.6	欧州グリーン公共調 達基準：textiles products and services
		・製品の持ち込みやすさ ・回収基準はあるか ・リペアキットなどの販売 ・再生衣料品に対する保証		は問わない)の実施				
リユース	リユース (再使用)		【判断の基準】 ②使用後の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムの構築 ⑤使用後の回収及び再使用、又は再生利用のためのシステム構築 【配慮事項】 ①使用後の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムの構築	(3) 使用後の回収、再使用（リユース）またはリサイクル				
リニューアブル(再生可能資源)	再生可能資源（紙、バイオマスプラスチックなど）の使用	①環境負荷の少ない原材料の使用 ・環境負荷の少ない原材料（リサイクル材料や植物由来原料など）使用の方針や目標の設定 ・環境負荷の少ない原材料の使用 ・環境負荷の少ない	【判断の基準】 ④植物由来合成繊維 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 ⑤植物由来合成繊維 10%以上、バイオベース合成ポリマー含有率 4%以上、さ	(2) ・バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上 ・かつ、バイオマス合成繊維の質量割合が 25%以上		3.2.1.2 セルロース及びその他の植物由来原料の原産地に関する要求事項 b) 使用するバイオベースのポリエステルまたはポリアミド繊維は責任ある方法で管理されている栽培地から調	O29 合成繊維 - バイオベース由来 ・バイオベース原料 90%以上含有したバイオベース由来の合成繊維の使用 O44 ポリマーの原材料 ・コーティング、ラミネート、及び膜に使	

カテゴリー	要求事項	繊維製品の環境配慮設計ガイドライン	グリーン購入法 判断の基準 15. 制服・作業服等	エコマーク商品類型 No.103 衣服 Version3.7	EU エコラベル： textile products	ブルーエンジェル： DE・UZ 154 TextilesVersion 3	ノルディックスワ ン：Textiles, hides/skins, and leatherVersion 5.6	欧州グリーン公共調 達基準：textiles products and services
		原材料の使用量 ・環境負荷の少ない 原材料の活用しやすさ	らに、使用後の回収 及び再使用、又は再生 利用のためのシ ステム構築			達 c) 農業、木材、食品 産業からの残渣を 原料として生産す る繊維等を使用す る場合、責任ある 方法で管理されて いる栽培地に関す る要件の除外	用する繊維は、パイ オベース原料を 90%以上含有 O92 リサイクル可能 な包装材料 ・リサイクル可能な 包装材料の使用	
リサイクル	分別・回収		【判断の基準】 ②使用後の回収及び 再使用又は再生利用 のシステムの構築 ⑤使用後の回収及び 再使用、又は再生利 用のためのシステ ム構築 【配慮事項】 ①使用後の回収及び 再使用又は再生利 用のためのシステ ムの構築	(3) 使用後の回収、再 使用（リユース）また はリサイクル 5. 配慮事項 (2) 使用後の製品の回 収及びリサイクルに 対する取り組みを定 常的に実施				AC3. ポリエステルの リサイクル ・回収システムの提 供
	再生材料の使用(ポリエ ステル繊維 等)	①環境負荷の少ない 原材料の使用 ・環境負荷の少ない原 材料（リサイクル材 料や植物由来原料 など）使用の方針や 目標の設定 ・環境負荷の少ない原 材料の使用	【判断の基準】 ①再生 PET 繊維 25% 以上 ②再生 PET 繊維 10% 以上 ③再生 PET 樹脂のう ち、故繊維から得ら れるポリエステル 繊維が、10%以上	(1) ・未利用繊維 10%以 上 ・リサイクル繊維 50%以上 ・故繊維由来のリサ イクル繊維 25%以 上	基準 6. ポリアミド(ま たはナイロン) 6(a) 再生ナイロンを 20%以上 基準 7. ポリエステル 7(b) 再生 PET 繊維 を 50%以上（短 繊維）、20%以上 （長繊維）	3.2.2.4 ポリエステル 繊維 b) 再生 PET 繊維を 50%以上（短繊維）、 20%以上（長繊維） 3.2.2.5 ポリアミド織 維 a) 再生ナイロンを 20%以上	O28 化石原料由来の 合成繊維 ・化石原料由来の合 成繊維は、100%リ サイクル素材で構 成	TS4. ポリエステル再 生材料 ・再生材料 20%以上 AC2. ポリエステル及 びポリアミド(ナイロ ン)のリサイクル素材 ・再生材料 20%以上、 含有量 10%ずつ高 めることで加点配

カテゴリー	要求事項	繊維製品の環境配慮設計ガイドライン	グリーン購入法 判断の基準 15. 制服・作業服等	エコマーク商品類型 No.103 衣服 Version3.7	EU エコラベル： textile products	ブルーエンジェル： DE・UZ 154 TextilesVersion 3	ノルディックスワ ン：Textiles, hides/skins, and leatherVersion 5.6	欧州グリーン公共調 達基準：textiles products and services
		・環境負荷の少ない原材料の使用量 ・環境負荷の少ない原材料の活用容易性						分
	再生材料の使用(セルロース繊維等)						O23 再生セルロース繊維、再生繊維 ・再生原料 100% O14 コットン ・オーガニックコットン、または再生コットン 100% O15 シルク ・オーガニックシルク、または再生シルク 30%以上 O18 ウール及びその他のケラチン繊維 ・オーガニックウール、または再生ウール 100%	
	再生材料の使用(その他)	⑥包装材の抑制 ・包装材へリサイクル材料の使用 ⑪繊維製品のリサイクル ・再生資源（リサイクル材料）利用の方針、目標の設定 ・再生資源の使用 ・再生資源の使用量 ・再生資源利用促進活					3.3 ラミネートの製造工程に関する要求事項 b) i) 使用する膜は再生材料 30%以上 3.13.2 紙、板紙、厚紙製の包装に関する特別要件 ・紙、板紙、段ボール製の包装材の 80% 以上は再生材料	

カテゴリー	要求事項	繊維製品の環境配慮設計ガイドライン	グリーン購入法 判断の基準 15. 制服・作業服等	エコマーク商品類型 No.103 衣服 Version3.7	EU エコラベル： textile products	ブルーエンジェル： DE・UZ 154 TextilesVersion 3	ノルディックスワ ン：Textiles, hides/skins, and leatherVersion 5.6	欧州グリーン公共調 達基準：textiles products and services
		動の実施 ・使用再生資源の確認					3.13.3 プラスチック 製包装の特別な要件 ・PE 袋の 80%以上が 再生プラスチック	
設計	循環・環境 配慮設計	⑧長期使用 ・長期使用の方針や目 標の設定 ・長期使用の耐久設計 ・長期使用可能なデザ イン ・修理性を考慮した長 期使用の設計 ・妊婦や子供など体形 変化に応じた設計 ⑨リペア・リユースサ ービスの活用 ・リペアしやすい設計 ⑩易リサイクル設計 ・易リサイクル設計に 関する方針や目標の 設定 ・リサイクル容易設計 ・部品（パーツ）の共 有化に向けた設計 ・素材の統一（ボタン やファスナーなど）		5. 配慮事項 (2) 使用後のリサイク ルに配慮した設計を 行っていること。			O93 リサイクル可能 な包装の設計 ・単一素材のみの使 用 ・複数の素材使用時 は、それぞれ単一素 材で製造し、分別時 に分離ができるこ と	AC3. ポリエステルの リサイクル ・耐用年数後、ポリエ ステル生地との分離 が容易であるデザ イン AC5. 再利用とリサイ クルを考慮した設計 ・ロゴや特徴的な識 別要素の分離が容 易であるデザイン
消費者情報	循環性基準 に関する情 報提供	①環境負荷の少ない 原材料の使用 ・環境負荷の少ない原 材料の使用に関する 情報開示					O94 リサイクルに関 する情報 包装にリサイクルの ために分別方法に関 する情報の記載	

カテゴリー	要求事項	繊維製品の環境配慮 設計ガイドライン	グリーン購入法 判断の基準 15. 制服・作業服等	エコマーク商品類型 No.103 衣服 Version3.7	EU エコラベル： textile products	ブルーエンジェル： DE・UZ 154 TextilesVersion 3	ノルディックスワ ン：Textiles, hides/skins, and leatherVersion 5.6	欧州グリーン公共調 達基準：textiles products and services
		⑤廃棄物の抑制 ・廃棄物を抑制する取 り組みの情報開示 ⑥包装材の抑制 ・包装材抑制の取り組 みについて情報開示 ⑧長期使用 ・長期使用するための 製品取扱いについ ての情報の提供 ⑨リペア・リユースサ ービスの活用 ・リペア・リユースの 実施に関する周知 ⑩易リサイクル設計 ・リサイクル容易性の 情報提供 ⑪繊維製品のリサイ クル ・再生資源の使用につ いての情報開示						

3) 国内外の環境ラベル等の繊維基準における循環性基準の比較のまとめ

(1) リデュース

使い捨てプラスチックの要求事項は、エコマークのみ設定されていた。この理由として、衣服はその使用特性上、使い捨てを前提とした製品ではないことが理由として考えられる。

また、ワンウェイプラスチックの容器包装・製品等の一次原材料の削減に関しては、主に包装材に関する取組が多かった。これも、衣服は使い捨てを意図した製品ではないことから、本要求事項に該当する観点包装に限定されるという背景があると考えられる。

耐久性の要求事項については、特に品質面における長期使用に関する要求事項が欧州基準では多く設定されていた。この背景には、欧州委員会が主導するサーキュラーエコノミー政策のもと、製品の耐久性向上が重要な観点の一つとして位置付けられていることが強く関係していると考えられる。一方、リペア（修理）に関する要求事項は比較的少なかった。しかし、欧州では、2024年7月30日に「製品の修理を促進する共通ルールに関する指令（修理する権利指令）」が発効し、2026年7月31日までに加盟国が国内法に整備することが求められている。これに伴い、今後、各基準の改定時に修理に関する基準項目が盛り込まれることが想定される。

(2) リユース

リユースに関する要求事項は、欧州の環境ラベル基準及び EU GPP 基準では設定されていなかった。本項目も衣服という特性上、回収後、その形状のまま再使用することが少ないことがその理由として考えられる。また、アメリカの市場調査企業 Future Market Insights Inc.の調査によると、欧州の中古衣料品の市場規模は2024年に173億2,990万米ドル³に達すると推定されており、一定程度欧州の古着市場が確立されていることもその要因の一つとして考えられる。一方、電子機器等においては、部品レベルで回収後の再使用が可能であることが多く、循環性を高めるために重要な項目であることは疑いの余地はない。

(3) リニューアブル（再生可能資源）

衣服における素材の再生可能資源への代替としては、バイオマスプラスチックの使用が主流であり、ドイツ・ブルーエンジェル及びノルディックスワンに基準項目が設定されていた。ブルーエンジェル基準では、バイオマスプラスチックの含有率について具体的な数値基準は設けられていないが、生態学的かつ社会的に責任ある方法で管理された栽培地からの調達を要求しており、サステナビリティを強く意識した項目となっている。一方、ノルディックスワンでは、バイオベース原料を90%以上使用することを要件としており、日本の基準項目と比較して非常に厳格な基準値が設定されている。

³ <https://www.futuremarketinsights.com/reports/europe-second-hand-apparel-market>

(4) リサイクル

再生材料の使用を要求する要求事項は、全ての基準において設定されていた。ノルディックスワンのみ再生材料 100%（シルクを除く）を使用する製品に対象を限定しており、それ以外の基準は再生繊維やその再生手法等に応じて基準値が 10%から 50%まで設定されている。また、欧州の基準には繊維ごとに基準項目を設定する特徴があり、ノルディックスワンではコットン、シルク、羊毛の天然繊維の基準項目においても、再生繊維の使用についても明確に規定されていた。

(5) 設計

循環・環境配慮設計の考慮は、本調査の対象製品における全ての循環性基準に関わる要素であり、サステナビリティの視点から基礎的かつ最も重要な観点と位置付けられる。本項における循環・環境配慮設計の要求事項の考え方は、他の要求事項と干渉せず、分離容易性、単一素材の利用、修理可能性等の視点に一致した基準項目を取り上げた。欧州基準では、ノルディックスワンと EU GPP 基準が該当項目を設定し、ブルーエンジェルと EU エコラベル基準では設定されていなかった。なお、ブルーエンジェルの認定基準の巻末には、『循環型デザイン』の推進が循環型経済の発展に大きな可能性をもたらすと期待される一方、循環型デザインに関する要求事項は非常に複雑で、環境ラベル制度の専門外である」旨の記述があった。しかし、今回の基準改定においては、単純かつ複雑でないデザイン、混合素材の削減、簡易なプリントや加工など、可能な範囲でそれらの基準項目を取り上げる方針が示されている。今後、エコデザイン規則の動向とも合わせて、より詳細な基準要件の検討が進められることが見込まれる。